

第 202400006245 号
防 起 第 13 号 - 1
発 境 防 第 1011 号
令 和 6 年 4 月 5 日

経済産業大臣 齋藤 健 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

令和6年能登半島地震を受けた島根原子力発電所2号機の安全性について
(照会)

島根原子力発電所2号機については、貴省の説明を受けて令和4年3月25日に貴省に対して申し入れを行いました。

令和6年能登半島地震では、志賀原子力発電所で安全機能に影響を及ぼす可能性のある事象並びに避難に影響を及ぼすおそれのある道路及び放射線防護対策施設等の被災が確認されました。

については、同地震を受けての下記事項に対する貴省の見解を求めます。なお、原子力規制委員会及び内閣府（原子力防災担当）にも同様の照会をしており、あわせてそれら照会内容についても貴省の見解を求めます。

記

- 1 島根原子力発電所2号機の再稼働の是非の判断に当たっては安全が第一義である
と考えるが、この度の地震を踏まえても求められる安全性は引き続き確保されてい
るのか。
- 2 令和6年能登半島地震を受け、中国電力株式会社に対し島根原子力発電所2号機
の安全確保に向けてどのような対策を求めるのか。
- 3 令和6年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が150キロ程度にわたって
動いたとみられ、志賀原子力発電所2号機において使用済燃料プールのスロッシング
による溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力
発電所2号機において同様の事象が起きる可能性及び安全機能への影響並びに宍道

断層と鳥取沖断層との連動性も含めて新規制基準の審査結果は引き続き妥当であるのか。改善が必要であるなら、どのような対策が求められるのか。

- 4 志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があったが、事業者に対してどのような改善策を求めていくのか。改善が必要であれば、島根原子力発電所についてはどうするのか。
- 5 屋内退避の運用についての検討は、当県、米子市及び境港市の地域防災計画・避難計画について修正を必要とする影響はあるのか。
- 6 令和6年能登半島地震では道路被災による長期間の孤立、家屋倒壊、放射線防護対策施設の被災等により、屋内退避や避難が困難となる可能性のある状況が発生したが、原子力防災会議で了承された「島根地域の緊急時対応」は同地震を踏まえても、複合災害時における屋内退避及び避難の実効性は十分に担保されていると考えるのか。当県の避難計画を改定する必要があるのか。
- 7 屋内退避や避難が困難となった場合における警察、消防、自衛隊等の実動組織による支援体制を含めた国を挙げた万全の措置はどのように行われるのか。
- 8 避難計画の実効性を継続的に向上させるため、当県等が策定している地域防災計画・避難計画の更なる充実、強化に対して、どのような継続的支援を行うのか。